

第13次鳥獣保護管理事業計画書

令和4(2022)年3月

山 口 県

目 次

第一 計画の期間	2
第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	2
1 鳥獣保護区の指定	2
(1) 方針	2
(2) 鳥獣保護区の指定等計画	4
2 特別保護地区の指定	10
(1) 方針	10
(2) 特別保護地区指定計画	12
(3) 特別保護地区の指定内訳	14
3 休猟区の指定	15
(1) 方針	15
(2) 休猟区指定計画	16
(3) 特例休猟区指定計画	17
4 鳥獣保護区の整備等	17
(1) 方針	17
(2) 整備計画	17
(3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要	17
第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	18
1 鳥獣の人工増殖	18
(1) 方針	18
(2) 人工増殖計画	18
2 放鳥獣	18
(1) 方針	18
(2) 放獣に際しての留意事項	18
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	19
1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方	19
(1) 希少鳥獣	19
(2) 狩猟鳥獣	19
(3) 外来鳥獣等	19
(4) 指定管理鳥獣	19
(5) 一般鳥獣	19
2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	19
(1) 許可しない場合の基本的考え方	20
(2) 許可に当たっての条件の考え方	20
(3) わなの使用に当たっての許可基準	20

(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	21
(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方	21
3 目的別の捕獲許可の基準	21
3-1 学術研究を目的とする場合	21
(1) 学術研究	21
(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）	23
3-2 鳥獣の保護を目的とする場合	2
(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的	23
(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	24
(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	24
3-3 鳥獣の管理を目的とする場合	24
(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的	24
(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的	25
3-4 その他特別の事由の場合	30
(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	30
(2) 愛玩のための飼養の目的	30
(3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止	31
(4) 鵜飼漁業への利用	31
(5) 伝統的な祭礼行事等に用いる場合	31
(6) 前各号に掲げるもののほかその他公益上の必要があると認められる目的	31
4 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取の許可に関する事項	32
4-1 捕獲許可した者への指導	32
(1) 捕獲物又は採取物の処理等	32
(2) 従事者の指揮監督	32
(3) 危険行為の予防	32
(4) 錯誤捕獲の防止	32
4-2 鳥類の飼養登録	33
4-3 販売禁止鳥獣等の販売許可	33
4-4 住居集合地域等における麻醉銃猟の実施に向けた体制整備	33
第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	33
1 特定猟具使用禁止区域の指定	33
(1) 方針	33
(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画	34
(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳	35
2 特定猟具使用制限区域の指定	36
(1) 方針	36
(2) 特定猟具使用制限区域指定計画	37
3 猟区	37
(1) 方針	37

(2) 設定指導の方法	37
(3) その他	37
(4) 猟区指定区域	37
4 指定猟法禁止区域	37
(1) 指定の考え方	37
(2) 許可の考え方	38
(3) 条件の考え方	38
(4) 指定計画	38
第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項	38
1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針	38
(1) 個体群管理	38
(2) 生息環境管理	39
2 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針	39
(1) 個体群管理	40
(2) 生息環境管理	40
第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項	40
1 方針	40
2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査	40
(1) 鳥獣生息分布等調査	40
(2) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	41
(3) 狩猟鳥獣生息調査	41
(4) 第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣並びに指定管理鳥獣の生息状況調査	41
3 法に基づく諸制度の運用状況調査	42
(1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査	42
(2) 捕獲等情報収集調査	43
(3) 制度運用の概況情報	43
第八 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項	43
1 鳥獣行政担当職員	43
(1) 方針	43
(2) 現在の職員の配置状況	43
(3) 研修計画	44
2 鳥獣保護管理員	44
(1) 方針	44
(2) 設置計画	44
(3) 年間活動計画	44
(4) 研修計画	45
3 保護及び管理の担い手の育成及び配置	45
(1) 方針	45

(2) 研修計画	45
(3) 狩猟者の確保及び育成のための対策	45
(4) 認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保	45
4 傷病鳥獣救護への対応	46
5 油等による汚染に伴う水鳥の救護	46
6 感染症への対応	46
(1) 高病原性鳥インフルエンザ	47
(2) 豚熱 (CSF), アフリカ豚熱 (ASF)	47
(3) その他感染症	47
7 普及啓発	48
(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等	48
(2) 野鳥の森等の整備	49
(3) 愛鳥モデル校への支援	50
(4) 法令の普及徹底	50
8 取締り	50
(1) 方針	50
(2) 年間計画	50
9 必要な財源の確保	51
第九 指定管理鳥獣の管理に関する事項	51
1 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する事項	51
(1) 目的	51
(2) 実施計画に記載する項目	51
2 実施計画の作成に関する事項	51
(1) 背景及び目的	51
(2) 対象鳥獣の種類	52
(3) 実施期間	52
(4) 実施区域	52
(5) 目標	52
(6) 内容	52
(7) 実施体制	52
(8) 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項	52
(9) その他捕獲等事業を実施するために必要な事項	53
3 実施計画の作成及び実行手続	53
(1) 関係地方公共団体との協議	53
(2) 利害関係人の意見の聴取	53
(3) 実施計画の決定及び好評・報告	53
4 捕獲等事業の委託の考え方	54
5 捕獲等事業の実施結果の把握と評価	54

第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画

鳥獣は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであり、県民の暮らしを豊かにするものであると同時に、県民の生活環境を保持・改善する上で欠くことのできない役割を果たすものである。

しかし、一方で、特定の鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が深刻な状況にあることから、これら鳥獣の個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施による鳥獣の保護管理の一層の推進が求められている。

特に、近年、ニホンジカやイノシシ等において、急速な生息数の増加と生息分布の拡大が生じており、生態系や農林業等への被害が深刻な状況となっている。

こうした状況に対応するため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「法」という。）が、平成27(2015)年5月に施行された。

また、農林水産業被害等に対応するため、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成20(2008)年6月施行）」（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づき市町が策定する被害防止計画等との一層の連携強化が求められている。

さらに、ツキノワグマやイノシシ等の大型獣類の市街地等への出没も地域社会の喫緊の問題となりつつある。大型獣類の市街地等への出没を抑制して被害を軽減するとともに、個体群の維持を図っていくためには、人と鳥獣のすみ分けを図ることを目的に地域を区分し、それぞれの区域毎に設定した管理目標のもとで施策を実施していくゾーニング管理に取り組むとともに、市街地等へ出没させないための環境管理、ICT 技術を活用した監視体制の強化、周辺住民への情報提供等の対応が必要である。このような鳥獣の市街地等への出没時の対応には迅速性や高い技術力が求められるが、それに対応可能な人材及び体制が十分ではない場合も多い。鳥獣の市街地等への出没による事故の発生を防止することが重要であることから、行政機関が中心となって、あらかじめ出没時の対応方針を定めておき、人員の配置や連絡体制を整備するとともに、出没させないための環境管理とそれを担う人材及び団体の育成を進める必要がある。

安全の確保の観点では、平成 26（2014）年の法改正により市街地での麻酔銃猟が可能となり、これまで捕獲活動が行われなかった場所での捕獲が可能となったが、事故の発生防止に一層努めていく必要がある。捕獲作業に従事する者には、猟具の使用に係る技術の向上だけではなく、錯誤捕獲への対応も含めた捕獲作業における安全管理の徹底が求められる。

野生鳥獣に関する感染症は、希少鳥獣をはじめとする野生鳥獣の個体群の保全を含む生物多様性の確保並びに人の生活や家畜の飼養等への広範な影響を及ぼすことから、公衆衛生や家畜衛生、生物多様性の保全等に関する各分野にまたがる問題として認識されるようになってきている。これまでの対策は、高病原性鳥インフルエンザや豚熱（CSF）といった特定の感染症への対応を中心として進められてきたが、我が国に生息する鳥獣は、これ以外にも様々な感染症の病原体を保有することが知られている。このため、国内における野生鳥獣に関する感染症についての情報を広く収集し、感染症対策の観点からも鳥獣の保護及び管理に取り組んでいくことが一層重要である。

また、その際には、公衆衛生や家畜衛生、生物多様性の保全等に関する各分野がこれまで以上に連携して取り組むことが求められる。

これらの取組を科学的かつ計画的に進めていくためには、鳥獣の保護及び管理に係る体制の整備が不可欠であり、市町や関係団体等との連携を一層図る必要がある。

こうしたことを踏まえ、法第4条の規定に基づき、第13次鳥獣保護管理事業計画（以下「本計画」という。）を次のとおり定め、科学的な情報の収集と計画的な事業を実施していくこととする。

第一 計画の期間

令和4(2022)年4月1日から令和9(2027)年3月31日までの5年間とする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

① 指定に関する方針

鳥獣保護区の指定は、鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を禁止し、その安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、地域における生物多様性の保全に資するものである。

このため、これまでの鳥獣保護管理事業計画において、自然公園法等により保全されている地域で、かつ、鳥獣の保護繁殖上重要な地域について、県内全域を網羅した鳥獣保護区の指定に努めてきた。

本計画においては、鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全する観点から、引き続き次の②の区分に従って鳥獣保護区の指定を継続することとし、河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努める。なお、地域の自然的・社会的状況に応じて必要と認められる場合には、新たな指定について検討する。

指定区域及びその周辺における農林業被害等に対しては、区域内での鳥獣の管理のための捕獲の適切な実施により、指定に係る関係者の理解が得られるよう対応する。

② 指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護と地域における生物多様性の確保を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定する。

指定に当たっては、大規模生息地の保護区を除き、森林面積がおおむね10,000haごとに一箇所を選定し、面積は300ha以上となるよう努めてきたところであるが、今後は、必要に応じて保護の目的とする鳥獣を明らかにしつつ、これまで指定した鳥獣保護区の配置を踏まえ、その鳥獣の保護に適切に考慮した上で、新規指定又は存続期間の更新等を検討する。

区域については、次の要件を満たすいずれかの地域から選定することとし、その形状はできる限りまとまりをもった団地状となるよう、かつ、低山帯から高山帯まで偏りなく配置するよう努める。

ア 多様な鳥獣が生息する地域

イ 鳥獣の生息密度の高い地域

ウ 植生、地形等が鳥獣の生息に適している次のような地域

a) 天然林

b) 林相地形が変化に富む地域

c) 溪流又は沼沢を含む地域

d) 餌となる動植物が豊富な地域

2) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相を保護し、地域の生物多様性の拠点を確保するため、大規模生息地の保護区を指定する。

指定に当たっては、次の要件を満たす地域のうち必要な地域について選定することとし、一箇所当たりの面積は10,000ha以上とする。

ア 猛禽類又は大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息する地域

イ 暖帯林、温帯林等、その地域を代表する森林植生が含まれる地域

ウ 地形等の変化に富み、河川、湖沼、湿原等多様な環境要素を含む地域

3) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する鳥類及び海棲哺乳類（法第80条第1項の規定に基づき環境省令で規定されているものは除く。）の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区を指定する。

指定に当たっては、次の要件のいずれかを満たす地域のうち必要な地域について選定することとし、その際には鳥類の渡りのルート等を踏まえた配置となるよう配慮するとともに、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地又は水面等も可能な限り含めるものとする。

ア 現在、県内において渡来する鳥類の種類又は個体数の多い地域

イ かつて渡来する鳥類の種又は個体数が多かった地域で、鳥類の渡りのルート上その回復が必要かつ可能と考えられるもの

4) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域について、集団繁殖地の保護区を指定する。

指定に当たっては、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地又は水面等も可能な限り含めることとする。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

法第2条第4項に基づき環境大臣が定める希少鳥獣であって、環境省及び山口県が作成したレッドリストにおいて、絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣、その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これら鳥獣の保護上必要な地域について、希少鳥獣生息地の保護区を指定する。

6) 生息地回廊の保護区

新たに生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって、鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について、生息地回廊の保護区を指定する。

指定に当たっては、移動・分散を確保しようとする対象鳥獣を明らかにし、その生態や行動範囲等を踏まえて回廊として確保すべき区域を選定し、既存の鳥獣保護区のみならず、自然公園法、文化財保護法等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域等を相互に結びつける等により、効果的な配置に努める。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において、鳥獣の良好な生息地を確保・創出し、豊かな生活環境の形成に資するため、また、自然とのふれあいや鳥獣の観察、保護活動を通じた環境教育の場を確保するために必要な地域について、身近な鳥獣生息地の保護区を指定する。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

(第1表) (面積: ha)

区分	鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区(A)		本計画期間に指定する鳥獣保護区						
				4年度(2022)	5年度(2023)	6年度(2024)	7年度(2025)	8年度(2026)	計(B)	
森林鳥獣生息地	箇所	44	48	箇所						
	面積	13,200	38,797	変動面積						
大規模生息地	箇所			箇所						
	面積			変動面積						
集団渡来地	箇所		5	箇所	1					1
	面積		3,573	変動面積	735					735
集団繁殖地	箇所		1	箇所						
	面積		235	変動面積						
希少鳥獣生息地	箇所		1	箇所						
	面積		196	変動面積						
生息地回廊	箇所			箇所						
	面積			変動面積						
身近な鳥獣生息地	箇所		26	箇所	1					1
	面積		8,631	変動面積	680					680
計	箇所		81	箇所	2					2
	面積		51,432	変動面積	1,415					1,415

区分		本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区						本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区					
		4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	計 (C)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	計 (D)
森林鳥獣 生息地	箇所												
	変動面積												
大規模 生息地	箇所												
	変動面積												
集団渡来地	箇所												
	変動面積												
集団繁殖地	箇所												
	変動面積												
希少鳥獣 生息地	箇所												
	変動面積												
生息地回廊	箇所												
	変動面積												
身近な鳥獣 生息地	箇所												
	変動面積												
計	箇所												
	変動面積												

		本計画期間に解除又は満了となる鳥獣保護区						中間期間 中の増減 (減：△) *	計画終了 時の鳥獣 保護区 **
		4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	計 (E)		
森林鳥獣 生息地	箇所			1	1		2	△ 2	46
	変動面積			200	1,150		1,350	△ 1350	37,447
大規模 生息地	箇所								
	変動面積								
集団渡来地	箇所							1	6
	変動面積							735	4,308
集団繁殖地	箇所								1
	変動面積								235
希少鳥獣 生息地	箇所								1
	変動面積								196
生息地回廊	箇所								
	変動面積								
身近な鳥獣 生息地	箇所			1		1	2	△ 1	25
	変動面積			4		302	306	374	9,005
計	箇所			2	1	1	4	△ 2	79
	変動面積			204	1150	302	1,656	△ 241	51,191

① 鳥獣保護区の新規指定計画

- 1) 森林鳥獣生息地の保護区
当面なし
- 2) 大規模生息地の保護区
当面なし
- 3) 集団渡来地の保護区

(第2表)

年度	保護対象鳥獣名	鳥獣保護区指定所在地	鳥獣保護区予定名称	指定面積 (ha)	指定期間 (年)	公有水面の 占有率 (%)	備考
令和4年度 (2022)	クロツラヘラザ ギ・チュウヒ	山口市嘉川・佐山・秋穂 二島・阿知須海域一帯	山口湾	735	10	95	
計			1箇所	735			
合計			1箇所	735			

- 4) 集団繁殖地の保護区
当面なし
- 5) 希少鳥獣生息地の保護区
当面なし
- 6) 生息地回廊の保護区
当面なし
- 7) 身近な鳥獣生息地の保護区

(第3表)

年度	保護対象鳥獣名	鳥獣保護区指定所在地	鳥獣保護区予定名称	指定面積	指定期間	備考
令和4年度 (2022)	キジ、ヤマドリ	山陽小野田市大字福田	石山・福田	ha 680	年 10	
計			1箇所	680		
合計			1箇所	680		

② 既指定鳥獣保護区の変更計画

(第4表)

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備考	
				異動前の面積	異動面積	移動後の面積				
令和4年度 (2022)	森林鳥獣生息地	寂地山	期間更新	ha 1,377	ha 0	ha 1,377	令和4年11月1日から 令和14年10月31日まで	鳥獣の 保護繁殖		
	"	岩国山	"	525	0	525	"	"		
	"	宇佐 小学校	"	18	0	18	"	"		
	"	長野山	"	1,079	0	1,079	"	"		
	"	笠戸島	"	1,200	0	1,200	"	"		
	"	阿知須	"	1,116	0	1,116	"	"		
	"	鑄銭司	"	182	0	182	"	"		
	"	十種ヶ峰	"	442	0	442	"	"		
	"	荒滝	"	680	0	680	"	"		
	"	秋吉台	"	3,412	0	3,412	"	"		
	"	美祢ダム	"	598	0	598	"	"		
	"	豊田湖	"	864	0	864	"	"		
	"	集団 渡来地	角島	期間更新	700	0	700	"	"	
	"	身近な鳥 獣生息地	常栄寺	"	5	0	5	"	"	
	"	"	禅昌寺山	"	83	0	83	"	"	
	"	"	火の山、 霊鷲山	"	900	0	900	"	"	

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	移動後の面積			
令和4年度 (2022)	身近な鳥獣生息地	清末、小月	〃	180	0	180	令和4年11月1日から令和14年10月31日まで	鳥獣の保護繁殖	
	計	17箇所		13,361	0	13,361			
令和5年度 (2023)	森林鳥獣生息地	弥栄	期間更新	350	0	350	令和5年11月1日から令和15年10月31日まで	鳥獣の保護繁殖	
	〃	平原	〃	330	0	330	〃	〃	
	〃	中倉	〃	310	0	310	〃	〃	
	〃	禅定寺	〃	494	0	494	〃	〃	
	集団渡来地	小野	〃	569	0	569	〃	〃	
	〃	見島	〃	966	0	966	〃	〃	
	身近な鳥獣生息地	竜王山	〃	233	0	233	〃	〃	
	〃	松岳山	〃	48	0	48	〃	〃	
	〃	東行庵	〃	88	0	88	〃	〃	
	〃	夏木原	〃	175	0	175	〃	〃	
	計	10箇所		3,563	0	3,563			
令和6年度 (2024)	森林鳥獣生息地	石城山	期間更新	537	0	537	令和6年11月1日から令和16年10月31日まで	鳥獣の保護繁殖	
	〃	高瀬	期間満了	200	200	0	—	鳥獣被害増加のため	
	〃	向島	期間更新	32	0	32	令和6年11月1日から令和16年10月31日まで	鳥獣の保護繁殖	
	〃	厚狭	〃	132	0	132	〃	〃	

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	移動後の面積			
令和6年度 (2024)	森林鳥獣生息地	田代	〃	330	0	330	令和6年11月1日から令和16年10月31日まで	鳥獣の保護繁殖	
	〃	青海島	〃	7,810	0	7,810	〃	〃	
	〃	石城山	期間更新	537	0	537	〃	〃	
	〃	田床山	〃	1,092	0	1,092	〃	〃	
	〃	阿武川ダム	〃	650	0	650	〃	〃	
	集団渡来地	八代	〃	1,038	0	1,038	〃	〃	
	身近な鳥獣生息地	川東小学校	期間満了	4	4	0	—	閉校のため	
	〃	狗留孫山	期間更新	200	0	200	令和6年11月1日から令和16年10月31日まで	鳥獣の保護繁殖	
	〃	指月山	〃	65	0	65	〃	〃	
			13箇所						
				12,627	204	12,423			
令和7年度 (2025)	森林鳥獣生息地	羅漢山	期間更新	1,381	0	1,381	令和7年11月1日から令和17年10月31日まで	鳥獣の保護繁殖	
	〃	高照寺山	〃	41	0	41	〃	〃	
	〃	高野	〃	930	0	930	〃	〃	
	〃	土井ヶ浜	期間満了	1,150	1,150	0	—	鳥獣被害増加のため	
	身近な鳥獣生息地	大原湖	期間更新	3,127	0	3,127	令和7年11月1日から令和17年10月31日まで	鳥獣の保護繁殖	
	〃	常盤	〃	947	0	947	〃	〃	
	〃	桜山	〃	514	0	514	〃	〃	

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	移動後の面積			
令和7年度 (2025)	身近な鳥獣生息地	江良	期間更新	145	0	145	令和7年11月1日から令和17年10月31日まで	鳥獣の保護繁殖	
	計	8箇所		8,235	1,150	7,085			
令和8年度 (2026)	森林鳥獣生息地	長野	期間更新	370	0	370	令和8年11月1日から令和18年10月31日まで	鳥獣の保護繁殖	
	〃	太華山	〃	30	0	30	〃	〃	
	〃	長門峡	〃	825	0	825	〃	〃	
	〃	トウジ山	〃	513	0	513	〃	〃	
	身近な鳥獣生息地	川西	〃	661	0	661	〃	〃	
	〃	菅野湖	期間満了	302	302	0	—	鳥獣被害増加のため	
	計	6箇所		2,701	302	2,399			
合計		54箇所		40,487	1,656	38,831			

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

① 指定に関する方針

鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることから、指定された鳥獣保護区においては、下記②の保護区の区分に従い、特別保護地区の指定を積極的に進めるとともに、希少鳥獣の生息状況により、同地区内の法第29条第7項第4号に基づく区域（以下「特別保護指定区域」という。）の指定も検討する。

このため、特に良好な生息環境の確保が求められる大規模生息地、集団渡来地、集団繁殖地及び希少鳥獣生息地の保護区については、全箇所に特別保護地区を指定するよう努める。

なお、特別保護地区の指定に当たっては、指定の期間を鳥獣保護区の指定期間に一致させるものとし、特別保護地区を鳥獣の安定した生息の場とするため、狩猟可能区域等と隣接させるのではなく、鳥獣保護区等、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等が禁止された区域に取り囲まれるよう配慮する。

② 指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域を指定する。

なお、指定箇所数の2分の1以上の地区については、それぞれの面積の10分の1以上を指定するよう努める。

2) 大規模生息地の保護区

猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区を指定する。

3) 集団渡来地の保護区

渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区を指定する。

4) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の繁殖を確保するため、必要と認められる中核的地区を指定する。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を広範囲に指定する。

6) 生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区を指定する。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域を指定する。

(2) 特別保護地区指定計画

(第5表) (面積: ha)

区分		特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区 (A)		本計画期間に指定する特別保護地区 (再指定も含む)					
					4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	計 (B)
森林鳥獣生息地	箇所	24	15	箇所	4	2	2	2		10
	面積	3880	643	変動面積	138	62	148	130		478
大規模生息地	箇所			箇所						
	面積			変動面積						
集団渡来地	箇所		3	箇所	2	1				3
	面積		91	変動面積	18	59				77
集団繁殖地	箇所			箇所						
	面積			変動面積						
希少鳥獣生息地	箇所		1	箇所						
	面積		196	変動面積						
生息地回廊	箇所			箇所						
	面積			変動面積						
身近な鳥獣生息地	箇所		14	箇所	2	2	2	3		9
	面積		771	変動面積	7	53	99	198		357
計	箇所		33	箇所	8	5	4	5		22
	面積		1,701	変動面積	163	174	247	328		912

区分		本計画期間に区域拡大する特別保護地区						本計画期間に区域縮小する特別保護地区					
		4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	計 (C)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	計 (D)
森林鳥獣生息地	箇所												
	変動面積												
大規模生息地	箇所												
	変動面積												
集団渡来地	箇所												
	変動面積												
集団繁殖地	箇所												
	変動面積												
希少鳥獣生息地	箇所												
	変動面積												
生息地回廊	箇所												
	変動面積												
身近な鳥獣生息地	箇所												
	変動面積												
計	箇所												
	変動面積												

区分		本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区 (再指定も含む)					計 (E)	計画期間 中の増減 (減:△) *	計画終了 時の特別 保護地区 **
		4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)			
森林鳥獣 生息地	箇所	4	2	2	2		10	0	15
	変動面積	138	62	148	130		478	0	643
大規模生息地	箇所						0	0	0
	変動面積						0	0	0
集団渡来地	箇所	2	1				3	0	3
	変動面積	18	59				77	0	91
集団繁殖地	箇所						0	0	0
	変動面積						0	0	0
希少鳥獣 生息地	箇所						0	0	1
	変動面積						0	0	196
生息地回廊	箇所						0	0	0
	変動面積						0	0	0
身近な鳥獣 生息地	箇所	3	2	2	3	1	11	△ 2	12
	変動面積	44	53	158	198	302	755	△ 398	373
計	箇所	9	5	4	5	1	24	△ 2	31
	変動面積	200	174	306	328	302	1,310	△ 398	1,303

(注) 1 森林鳥獣生息地の「特別保護地区指定の目標」の算定根基

(森林鳥獣生息地の数) 箇所=48箇所×1/2=24箇所

(森林鳥獣生息地の面積) 面積=38,797ha×1/10=3,880ha

2 * 箇所数についてはB-E、面積についてはB+C-D-E

3 ** 箇所数についてはA+B-E、面積についてはA+B+C-D-E

(3) 特別保護地区の指定内訳

(第6表)

年度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		備考
	指定区分	鳥獣保護区名称	面積	指定期間	指定面積	指定期間	
令和4年度 (2022)	森林鳥獣生息地	寂地山	ha 1,377	令和4年11月1日から 令和14年10月31日まで	ha 42	令和4年11月1日から 令和14年10月31日まで	
	〃	十種ヶ峰	442	〃	25	〃	
	〃	秋吉台	3,412	〃	60	〃	
	〃	豊田湖	864	〃	11	〃	
	集団渡来地	清末、小月	180	〃	7	〃	
	〃	角島	700	〃	11	〃	
	身近な鳥獣生息地	常栄寺	5	〃	5	〃	
	〃	禅昌寺山	83	〃	2	〃	
	計	8箇所	7,063		163		
令和5年度 (2023)	森林鳥獣生息地	平原	330	令和5年11月1日から 令和15年10月31日まで	30	令和5年11月1日から 令和15年10月31日まで	
	〃	向島	32	〃	32	〃	
	集団渡来地	小野	569	〃	59	〃	
	身近な鳥獣生息地	松岳山	48	〃	48	〃	
	〃	東行庵	88	〃	5	〃	
	計	5箇所	1,067		174		

令和6年度 (2024)	森林鳥獣 生息地	青海島	7,810	令和6年11月1日から 令和16年10月31日まで	67	令和6年11月1日から 令和16年10月31日まで	
	〃	田床山	1,092	〃	81	〃	
	身近な鳥 獣生息地	狗留孫山	200	〃	77	〃	
	〃	指月山	65	〃	22	〃	
	計	4箇所	9,167		247		
令和7年度 (2025)	森林鳥獣 生息地	羅漢山	1,381	令和7年11月1日から 令和17年10月31日まで	102	令和7年11月1日から 令和17年10月31日まで	
	〃	高照寺山	41	〃	28	〃	
	身近な鳥 獣生息地	大原湖	3,127	〃	31	〃	
	〃	常盤	947	〃	138	〃	
	〃	江良	145	〃	29	〃	
	計	5箇所	5,641		328		
合計		22箇所	22,938		912		

3 休猟区の指定

(1) 方針

狩猟鳥獣の保護繁殖を図るために、次により休猟区を指定する。

なお、指定に当たっては、農林業関係者、住民等の理解が得られるように留意し、指定区域及びその周辺における農林業被害等に対しては区域内での鳥獣の管理のための捕獲の適切な実施により対応する。また、狩猟鳥獣による農林業被害等の状況に応じて、指定の延期や指定期間の短縮、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、第二種特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例制度（特例休猟区の指定）の活用を検討していく。

- ① 休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入り込み等を勘案し、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定する。

また、指定に当たっては、狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点と地域の要望との調整を図る。

なお、休猟区の指定期間満了後は、周辺地域の農林業被害等の状況も踏まえながら、当該休猟区に隣接する地区において、新たな休猟区の指定を検討する。

- ② 休猟区一箇所当たりの面積は、1,500ha 以上となるよう努めるものとし、さらに、休猟区面積の合計は、狩猟鳥獣の生息動向等を踏まえてその生息数の回復に必要な面積を確保

するよう努める。

③ 休猟区は、河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努める。

(2) 休猟区指定計画

(第7表)

年度	休猟区指定所在地	休猟区名称	指定面積 (ha)	指定期間 (年)	備考
令和4年度 (2022)	下松市大字切山・下谷・瀬戸・温見・山田一带	下松上	4,597	3	
	山口市徳地伊賀地・岸見・堀・山畑・島地・藤木・上村一带	伊賀地	1,534	3	
	下関市豊田町一ノ俣・井波一带	勇山	1,100	3	
	萩市大字佐々並・川上一帯	根引山	815	3	
	阿武町大字福田上一帯	福田	1,050	3	
計		5箇所	9,096		
令和5年度 (2023)	山口市徳地引谷・船路・野谷一带	引谷	2,380	3	
	萩市大字明木一带	小野山	1,067	3	
計		2箇所	3,447		
令和6年 (2024)	山口市徳地三谷・鱒河内一带	三谷東	1,838	3	
	防府市大字中山・奈美・鈴屋・上右田・下右田一带	奈美・鈴屋	2,260	3	
	萩市大字弥富上・弥富下・鈴野川一带	弥富上・下、 鈴野川	2,378	3	
計		3箇所	6,476		
令和7年度 (2025)	下松市大字来巻・河内・東豊井一带	来巻・下松	1,827	3	
	山口市徳地堀・引谷・小古祖・八坂・三谷・船路一带	狗留孫山	1,990	3	
	下関市豊田町稲見・今出・大河内・地吉一带	西山	1,150	3	
	萩市大字佐々並一带	御茶山	737	3	
	阿武町大字宇生賀一带	宇生賀	1,330	3	
計		5箇所	7,034		
令和8年度 (2026)	山口市徳地堀・小古祖・深谷・串・山畑・島地一带	白谷	1,784	3	
	萩市明木一带	鞍見山	749	3	
計		2箇所	2,533		

(3) 特例休猟区指定計画

当面なし

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

① 管理施設の整備方針

鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線を明確にする標識等の管理施設を整備する。

② 利活用の方針

鳥獣の保護上支障のない範囲内で、人と野生鳥獣とのふれあいや環境教育の場としての活用に努める。

③ 調査、巡視等管理の方針

採餌、営巣のための環境の維持等の観点から、鳥獣の生息状況の把握や違法捕獲の取締り等の管理の充実に努める。

④ 保全事業に関する基本的な考え方

鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が著しく悪化し、指定目的や鳥獣の生息状況に照らして対策の必要があると認められる場合には、保全事業の実施により生息環境の改善に努める。

(2) 整備計画

① 管理施設の設置

(第8表)

区分	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	計
標識類 の整備	鳥獣保護区・ 特別保護地区 19箇所 制札(標識)	鳥獣保護区・ 特別保護地区 10箇所 制札(標識)	鳥獣保護区・ 特別保護地区 13箇所 制札(標識)	鳥獣保護区・ 特別保護地区 8箇所 制札(標識)	鳥獣保護区・ 特別保護地区 6箇所 制札(標識)	鳥獣保護区・ 特別保護地区 56箇所 制札(標識)

② 利活用の場所

身近な鳥獣生息地として指定する鳥獣保護区

③ 調査、巡視等の計画

(第9表)

区分		令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
管理員等	箇所数	78 (鳥獣保護区)	78	78	78	78
	人数	46 (鳥獣保護管理員)	46	46	46	46
管理のための 調査の実施		鳥獣保護管理員 による巡回調査	鳥獣保護管理員 による巡回調査	鳥獣保護管理員 による巡回調査	鳥獣保護管理員 による巡回調査	鳥獣保護管理員 による巡回調査

(3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要

当面なし

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

対象はキジ、ヤマドリとし、(一社)山口県猟友会及びキジ・ヤマドリ生産者により、人工増殖及び野生化訓練を行う。

また、人工増殖に際しては、地域個体群間の交雑を防ぐため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体のみを対象とする。

なお、近親交配による遺伝子の劣化を防ぐため、必要に応じて、野生から新たな個体の導入を図り、健全なキジ、ヤマドリの育成に努める。

(2) 人工増殖計画

(第10表)

年度	狩猟鳥獣		備考
	鳥獣名	現状及び取組の方向性	
令和4(2022)年度 ～ 令和8(2026)年度	キジ・ ヤマドリ	県内の1名の生産者により、生産体制は確立されている。	

2 放鳥獣

(1) 方針

放鳥事業は当面実施していくが、狩猟資源としての必要性や対象鳥獣の生息状況など効果を検証した上で見直しを行うこととし、実施内容は毎年度別に定めることとする。

(2) 放鳥に際しての留意事項

キジ及びヤマドリについては、県が指定する鳥獣保護区等に放鳥する。なお、放鳥に当たっては、下記の点に留意する。

- ① 必要に応じて、対象鳥類の生息状況や放鳥場所の環境等の事前調査及び放鳥後の追跡調査を実施する。
- ② 必要に応じて放鳥場所の生息環境の整備や放鳥個体の野生順化等の事業効果を高めるための取組を行う。
- ③ 特有の生態系を有する島しょであって、生態系の保護上、悪影響を及ぼすおそれのある場合には放鳥しない。
- ④ 放鳥する鳥類は、生息地又は餌の競合、病原体の伝播等により人や鳥獣に悪影響を及ぼすおそれのないものとする。特に、高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、放鳥事業用のキジ及びヤマドリの生産者等に対して、衛生管理の徹底や個体についての健康状態の確認等の要請を行うとともに、放鳥事業の一時的な実施見合わせについて検討する。
- ⑤ 放鳥する場合は、地域個体群間の交雑を防止するため、放鳥しようとする地域に生息する個体群に含まれる個体を放鳥する。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

鳥獣の捕獲等の許可に当たっては、対象種ごとの保護及び管理の考え方が重要であることから、その考え方を次のとおりとする。

(1) 希少鳥獣

レッドデータブックやまぐちに記載されている鳥獣について、必要に応じ、生息状況や生息環境の把握に努め、種及び地域個体群の存続を図る。

(2) 狩猟鳥獣

法律により狩猟が認められている鳥獣については、必要に応じ、生息状況等の把握に努めるとともに、関係行政機関等からの情報収集や関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努め、休猟区や捕獲等の制限等の制度を活用し、狩猟鳥獣の持続的な利用が可能となるよう保護及び管理を図ることとする。

また、被害防止を目的とした捕獲の対象となる狩猟鳥獣について、狩猟を活用しつつ、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、地域個体群の存続を図りつつ被害防止を図る。

(3) 外来鳥獣

県内に本来生息地を有しておらず、人為的に外部から移入され、生態系等に係る被害が生じている鳥獣について、必要に応じ、生息状況、農林水産業への被害及び生態系等への影響について把握に努め、根絶又は抑制するための積極的な狩猟及び有害鳥獣捕獲を推進し、被害の防止を図る。

(4) 指定管理鳥獣

法第2条第5項に基づき環境大臣が定める鳥獣（指定管理鳥獣）については、地域個体群の存続に配慮しながら、必要な捕獲等を積極的に推進することとし、必要に応じ、第二種特定鳥獣管理計画に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成し、事業を実施するよう努める。

指定管理鳥獣の適切な管理のため、生息状況等の把握に努めるとともに、関係機関等からの情報収集、関連する調査等を通じ、生活環境や農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努める。また、鳥獣被害防止特措法による被害防止計画に基づき、市町が実施する被害防止のための捕獲等との調整を図る。

(5) 一般鳥獣

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣及び指定管理鳥獣以外の鳥獣については、分布動向、地域個体群の極端な増減、生活環境や農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況などを踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣や狩猟鳥獣の保護及び管理に準じた対策を講じる。

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等（以下「捕獲等又は採取等」という。）について、目的別に具体的な許可基準を設定する。

設定に当たっての基本的考え方及び方針は、次のとおりとする。

(1) 許可しない場合の基本的考え方

以下の場合においては、許可をしない。

- ① 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合
- ② 捕獲又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は、鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合
- ③ 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれがある場合
- ④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがある場合なお、法においては、個人又は法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者、その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ）のいずれも捕獲許可の対象者となることに留意する。また、許可する期間についても、捕獲を無理なく完遂することができ、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがなく、かつ、住民の安全の確保に支障を及ぼすおそれがない場合は、対象鳥獣を通年で捕獲することも可能である点に留意する。

(2) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法、猟具の所有等について付す。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付す。

また、計画に基づく保護又は管理のために必要がある場合においては、捕獲数の上限に関する適切な条件を付す。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

① わなの構造に関する基準

わなを使用した捕獲許可についての基準指針は、以下のとおりとするが、捕獲場所、捕獲時期、ツキノワグマの生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、市町によりくくりわなの輪の直径について変更することができる。

1) くくりわなを使用した方法の許可申請の場合

- a イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が12センチメートル以内で、締付け防止金具を装着したものであること。
- b イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が12センチメートル以内で、締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの

直径は4ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。

2) とらばさみを使用した方法の許可申請の場合

鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定すること。

3) ツキノワグマをわなで捕獲する許可申請の場合

はこわなに限る。

② 標識の装着に関する基準

法第9条第12項に基づく標識の装着を行う。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類等の場合において、猟具の大きさ等の理由により用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置することもできる。

(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。

種の保存法の国内希少野生動植物種から解除されたオオタカについては、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されている場合には、捕獲を認めることとする。なお、捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間、公的機関による飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。

(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造及び素材の装弾を使用し、捕獲固体の搬出の徹底を図る。

3 目的別の捕獲許可の基準

捕獲許可の基準は、目的別に定める。なお、許可対象者の基準は、対象が法人である場合において、その法人の従事者にあつては、以下の基準に適合する必要がある。

3-1 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

① 研究の目的及び内容

次の1) から4) までのいずれにも該当するものであること。

1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。

ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。

また、適正な全体計画の下でのみ行われるものであること。

4) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等において、一般に公表されるものであること。

② 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。

③ 鳥獣の種類・数

研究の目的を達成するために必要な種類又は数（羽、頭又は個）であること。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭又は個）とする。

④ 期間

1年以内。

⑤ 区域

研究の目的を達成するために必要な区域とする。

⑥ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

1) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法（以下「禁止猟法」という。）ではないこと。

2) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合はこの限りではない。

⑦ 捕獲等又は採取等後の措置

1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

2) 個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が脱着しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するよう努めること。

(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

① 許可対象者

国若しくは県の鳥獣行政担当職員又は国若しくは県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）。

② 鳥獣の種類・数

標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各 2,000 羽以内、3 年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各 1,000 羽以内、その他の者において同各 500 羽以内とする。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

③ 期間

1 年以内。

④ 区域

規則第 7 条第 1 項第 7 号イからチまでに掲げる区域は除く

⑤ 方法

網、わな又は手捕。

⑥ 捕獲等又は採取等後の措置

足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。

3-2 鳥獣の保護を目的とする場合

(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的

原則として以下の許可基準によるほか、第一種特定鳥獣保護計画の目的が達成されるよう行われるものとする。

① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政担当職員（出先の機関の職員を含む。）、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員、その他特に必要と認められる者。

② 鳥獣の種類・数

第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）であること。

③ 期間

第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。

④ 区域

第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

⑤ 方法

可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から、適切な方法を採用すること。

(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

原則として次の許可基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員、その他特に必要と認められる者。

② 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。

③ 期間

1年以内。

④ 区域

申請者の職務上必要な区域。

⑤ 方法

禁止猟法は認めない。

(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

① 許可対象者

県の鳥獣行政担当職員（出先の機関の職員を含む。）、県から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員、その他特に必要と認められる者。

② 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。

③ 期間

1年以内。

④ 区域

必要と認められる区域。

⑤ 方法

禁止猟法は認めない。

3-3 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的

① 許可対象者

原則として、銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。ただし、銃器の使用以外の方法による法人に対する許可であって、以下の1)から4)の条件を全て満たす場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができる。

1) 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。

2) 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保さ

れていると認められること。

3) 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと。

4) 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。

② 鳥獣の種類・数

第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）であること。

③ 期間

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第二種特定鳥獣管理計画の内容を踏まえ適切に対応すること。捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。

④ 区域

第二種特定鳥獣計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

⑤ 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型鳥獣についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りでない。

また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努めること。

(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（(2)において「被害」という。）の防止の目的の許可基準においては、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合（(2)において「予察」という。）についても許可する基準とする。

① 許可対象者

原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼を受けた者とし、銃器を使用する場合は、第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。

ただし、銃器の使用以外の方法による捕獲許可申請であって、次の1)から4)のいずれかに該当するときは、それぞれ、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができる。

1) 小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の鳥獣を捕獲する場合であって、次に掲げる場合

- a 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合。
- b 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施する等、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合。

2) 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバ

ト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合

- 3) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自ら事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合
- 4) 法人に対する許可であって、以下の a から d の条件を全て満たす場合
 - a 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。
 - b 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。
 - c 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと。
 - d 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。

② 鳥獣の種類・数

現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。鳥類の卵の採取等の許可は、原則として、現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、又は卵のある巣を除去する必要がある等、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に限る。

捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数（羽、頭又は個）であること。第一種特定鳥獣保護計画の区域内において、当該特定鳥獣による被害等を防止する場合については、当該計画における目標との整合に配慮する。

③ 期間

原則として、被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とする。ただし、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる捕獲許可等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。

④ 区域

被害等の発生状況及びその対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて、必要かつ適切な範囲とする。捕獲の区域に鳥獣保護区又は休猟区が含まれる場合は、他の鳥獣の保護に支障が生じないように配慮する。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをする。

⑤ 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合には、この限りでない。

また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努める。

⑥ その他

1) 第二種特定鳥獣管理計画との関係

第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣についての管理の目的での捕獲は、原則として、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整としての捕獲とする。ただし、個別の被害防止の目的又は緊急時等のやむを得ない場合のみ、被害の防止を目的とした捕獲許可の対象とする。

2) 被害防除対策との関係

原則として、被害防除対策ができず、又は被害防除対策によっても被害が防止できな

いと認められるときに許可する。

ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣については、この限りではない。

3) 被害がまれである又は従来への許可実績が僅少な種の取り扱い

全国的な観点からは、被害等が生じることはまれであるが、又は従来への許可実績が僅少である一般鳥獣についての被害の防止を目的とした捕獲許可に当たっては、被害や生息の実態を十分に調査して、捕獲の上限を定める等とともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を指導した上で許可する。

ただし、外来鳥獣及び指定管理鳥獣は、地域的に被害が僅少であっても、積極的な捕獲許可をする。

4) 予察捕獲

予察による被害防止の目的での捕獲（以下「予察捕獲」という。）対象となる鳥獣は、過去5年間程度の期間に、通常強い害性が認められる種とする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣についてはこの限りではない。

予察捕獲を実施するに当たっては、地域の実情に応じて、被害が予察される鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成する。予察表の作成においては、人身被害、事故及び農林水産物の被害の発生が予察される地区ごとに、農林水産物の被害・作付け、鳥獣の出没の状況等を勘案し、被害の発生地域及び時期等を予察する。予察表は、科学的な知見に基づき、計画的に毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的、計画的な実施に努める。県内の広い範囲で予察捕獲が実施され、中長期的な計画的な管理を要する種については、第二種特定鳥獣管理計画を策定する。

5) 狩猟期間中及びその前後における取扱い

狩猟期間中及びその前後における被害防止目的の捕獲許可については、被害防止の目的の重要性に鑑み、適切な期間で許可する。あわせて、捕獲行為自体が行われていないとの誤認による事故が生じるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応する。

⑦ 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

1) 方針

有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、防除対策の実施状況及び被害等の状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行う。

イノシシやニホンジカ、カワウなど狩猟鳥獣、ニホンザル、外来鳥獣以外については、被害等が生じることはまれであり、従来への許可実績もごく僅少であることから、これらの鳥獣についての有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止対策を検討した上で許可する等、慎重に取り扱う。

また、第一種特定鳥獣保護計画を作成している鳥獣若しくは保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可についても、特に慎重に取り扱う。

なお、指定管理鳥獣及び外来鳥獣については、積極的な有害鳥獣捕獲を推進する。

(第11表)

許可権者	鳥獣名	許可基準					許可対象者	被害農林水産物等
		方法	区域	時期	期間	1回当たり捕獲羽(頭)数		
市町長	カワウ ゴイサギ アマザギ ダイサギ コサギ アオサギ カモ類 (狩猟鳥獣) トビ キジバト ドバト ヒヨドリ ウソ ニウナイバメ スズメ ムクドリ カラス類 (狩猟鳥獣)	危険猟法及びかすみ網以外の猟法(法定猟法以外の猟法を含む。また特定猟具使用禁止区域における特定猟具による捕獲についても、必要に応じて許可できるものとする。)	被害等の発生状況に応じその対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とし、その範囲は必要かつ適切な区域とする。 有害鳥獣捕獲隊に対して市町鳥獣被害防止計画の対象鳥獣の捕獲許可をする場合は、当該捕獲隊の担当区域(合同捕獲等を行う場合はその区域)とする。ただし、鳥獣保護区及び休猟区については、その他の区域とは別に捕獲許可を行うものとする。	原則として被害等が生じている時期のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期とする。 有害鳥獣捕獲隊による対象鳥獣の捕獲並びにアライグマ、ヌートリア及びハクビシンについては、年間を通じて捕獲を許可できるものとする。	地域の実情に応じた有害鳥獣捕獲を無理なく完遂するために必要かつ適切な期間とし、鳥類については、30日以内(はこなわを使用する場合は60日以内) 獣類については60日以内とする。 有害鳥獣捕獲隊による対象鳥獣の捕獲については、その年の狩猟期間の開始日の前日まで(狩猟期間中に捕獲許可を行うな場合は狩猟期間の末日まで) ニホンザル及びアライグマ等については1年以内。	被害等の防止、軽減の目的を達成するために必要な羽(頭)数とする。 アライグマ等については、捕獲頭数の制限を設けない。	原則として被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された者であつて、使用する捕獲用具に係る狩猟期免許を有するものとする。 ただし、次に掲げる場合は狩猟免許を有しない者にも許可できるものとする。 ①3-3の(2)の①の1~4)の場合(P25, 26) ②漁業者が餌釣りによりカワウを捕獲する場合 ③農林業者が別に定めるところにより囲いわなを用いて狩猟鳥獣を捕獲する場合	カモ類 は、水産養殖等 ハト類 は、麦・雑穀、水稻等 ヒヨドリ は、果樹、野菜類等 カラス類 は、果樹、野菜、水稻等
	ニホンザル タヌキ キツネ ノイヌ ノネコ テン イタチ シバリアイチ アナグマ アライグマ ハクビシン イノシシ (イブタを含む) ニホンジカ ヌートリア ノウサギ							ノウサギ は、造林木等 タヌキ は、果樹、野菜類等 イノシシ は、水稻、野菜類、麦、雑穀、果樹等 ニホンザル は、野菜類、果樹、麦、雑穀、水稻、シイタケ等 ニホンジカ は、造林木、水稻、野菜類、果樹等
<p>留意事項</p> <p>1 捕獲対象鳥獣以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間及び鳥獣保護区又は休猟区における捕獲許可は、鳥獣の保護及び管理の適正な実施が確保されるように行うものとする。</p> <p>2 許可を受けた者が使用する捕獲用具(銃器を除く。)には、用具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする。</p> <p>3 水辺域のうち水鳥の鉛中毒を防止するために選定された規制区域においては、鉛製銃弾は使用できない。</p>								

許可権者	鳥獣名	許可基準						被害農林水産物等
		方法	区域	時期	期間	1回当たり捕獲羽(頭)数	許可対象者	
知事	ツキノワグマその他の鳥獣(市町の捕獲許可対象鳥獣及び法第2条第4項に規定する希少鳥獣を除く。)	危険猟法及びかすみ網以外の猟法(法定猟法以外の猟法を含む。また特定猟具使用禁止区域における特定猟具による捕獲についても、必要に応じて許可できるものとする。)ただし、ツキノワグマについては、はこわな又は銃器に限る。	被害等の発生状況に応じその対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とし、その範囲は必要かつ適切な区域とする。	原則として被害等が生じている時期のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期とする。ただし、被害等の発生が予察される場合等特別な事由が認められる場合はこの限りでない。	地域の実情に応じた有害鳥獣捕獲を無理なく完遂するために必要かつ適切な期間とし、鳥類については、30日以内(はこわなを使用する場合は60日以内) 獣類については60日以内とする。	被害等の防止、軽減の目的を達成するために必要な羽(頭)数とする。	原則として被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された者であって、使用する捕獲用具に係る狩猟期免許を有するものとする。	ツキノワグマは果樹等
<p>留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 捕獲対象鳥獣以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間及び鳥獣保護区又は休猟区における捕獲許可は、鳥獣の保護及び管理の適正な実施が確保されるように行うものとする。 2 許可を受けた者が使用する捕獲用具(銃器を除く。)には、用具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする。 3 ツキノワグマの有害鳥獣許可については、集落周辺や農林業等の作業地周辺に頻繁に出没し、人身被害等の危険性が予測される場合、又は、人身被害あるいは農林作物被害が生じた場合等に行うものとする。 4 水辺域のうち水鳥の鉛中毒を防止するために選定された規制区域においては、鉛製銃弾は使用できない。 								

3-4 その他特別の事由の場合

(第12表)

捕獲の目的	許可権者	許可基準					備考
		許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区域	方法	
(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	知事	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けたもの	展示の目的を達成するために必要な種類及び数(羽、頭又は個)	6か月以内	原則として規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。 ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。	原則として法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。 ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。	鳥獣の種類は、法第9条第1項第2号の規定に基づき定められた鳥獣を除く。 捕獲方法は、法第9条第1項第3号の規定に基づき定められた網又はわな(かすみ網)を使用する場合を除く。 許可を受けたものが使用する捕獲用具(銃器を除く)には、用具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする。
(2) 愛玩のための飼養の目的	市町長	自ら飼養しようとする者(当該者が現に飼養許可に係る鳥獣を飼養しておらず、かつ5年以内に当該者又は当該者から依頼された者が愛玩飼養のための許可を受けたことがない場合に限る。)又はこれらの者から依頼を受けた者	メジロに限る。 許可対象者当たり1羽とし、かつ、飼養しようとする者の属する世帯当たり1羽とする。	1か月以内(繁殖期間を除く)	原則として住所地と同一市町内の区域(規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域及び自然公園、自然休養林、風致地区等自然を守ることが特に要請されている区域を除く。)	原則として法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。 ただし、とりもちを用いる場合であつて、錯誤捕獲を生じない等適正な使用が確保される場合は、この限りでない。	原則として、愛玩飼養を目的とする捕獲等は認めないこととし、市町長が特別の事由(野外で野鳥を観測できない高齢者等に対し自然とふれあう機会を設けることが必要である等)があると認める場合に限る。 また、この場合においても原則として左記の基準によるものとする。 なお、愛玩飼養を目的とする捕獲等の許可については、今後、廃止する方向で検討することとし、申請者に対して今後の検討方向の周知に努める。

捕獲の目的	許可権者	許可基準				備考
		許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区域	
(3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止	知事	鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者	人工養殖が可能と認められる種類で、過度の近親交配の防止に必要な数（羽又は個）とし、放鳥を目的とする場合は対象放鳥地の個体とする。	6か月以内	原則として住所地と同一県内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。） ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。	網、わな又は手捕 鳥獣の種類は、法第2条第4項の規定に基づき定められた鳥獣を除く。 捕獲方法は、法第9条第1項第3号の規定に基づき定められた網又はわな（かすみ網）を使用する場合を除く。 許可を受けたものが使用する捕獲用具（銃器を除く）には、用具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする。
(4) 鶺鴒飼漁業への利用		鶺鴒飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者	ウミウ又はカワウ。鶺鴒飼漁業への利用の目的を達成するために必要な数（羽又は個）		原則として規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。 ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。	原則として法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。 ただし、とりもちを用いる場合であつて、錯誤捕獲を生じない等適正な使用が確保される場
(5) 伝統的な祭礼行事に用いる場合		祭礼行事、伝統的な生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟や他の目的による捕獲又は採取により当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）	伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数（羽、頭又は数）。 捕獲し、行事等に用いた跡が放鳥獣とする。（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）	30日以内		原則として法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。 ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
(6) 前各号に掲げるもののほかその他公益上の必要があると認められる目的 捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。なお、環境教育の目的、環境影響表のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱う。						

4 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取の許可に関する事項

4-1 捕獲許可した者への指導

(1) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する。豚熱（CSF）等、野生鳥獣に関する感染症の拡大が懸念される場合は、捕獲作業を実施する際に十分な防疫措置をとって捕獲及び捕獲物等の処理を行うよう指導を徹底する。被害防止目的で捕獲された外来鳥獣については、その捕獲目的と生態系への影響に鑑み、捕獲後に放鳥獣しないよう指導する。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特にツキノワグマについては、違法に輸入されたり国内で密猟されたりした個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせる。

捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。

錯誤捕獲した個体は原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡す場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図る。

錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切でないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応する。

(2) 従事者の指揮監督

法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

(3) 危険行為の予防

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等へ周知するよう指導する。

(4) 錯誤捕獲の防止

わなの適正な使用を徹底することに加え、ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、わなの形状、餌付け方法等の工夫に加え、設置場所の変更も含めて検討し、錯誤捕獲を防止するよう指導する。また、ツキノワグマを錯誤捕獲した場合に迅速かつ安全な放獣が実施できるように、事前の放獣体制の構築及び放獣場所の確保に努めるとともに、錯誤捕獲の実態について報告するよう指導する。なお、やむを得ず捕獲する場合は捕獲許可等の手続きを行うものとする。

4-2 鳥類の飼養登録

鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることに鑑み、以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努める。

- (1) 登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこと。
- (2) 平成元年度の装着許可証（足環）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。
- (3) 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損前の写真、足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行う。
- (4) 愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が複数を飼養する等、不正な飼養が行われないようにすること。
また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努める。

4-3 販売禁止鳥獣等の販売許可

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下の①及び②のいずれにも該当する場合に許可する。

- ① 販売の目的が法第24条第1項又は規則第23条に規定する目的に適合すること。
- ② 捕獲した個体若しくはその加工品又は採取した卵が販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

(2) 許可の条件

ヤマドリの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。

オオタカの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とする。

4-4 住居集合地域等における麻醉銃猟の実施に向けた体制整備

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻醉銃猟をする場合については、関係機関と協議を行うなど実施に向けた体制整備を行う。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域を特定猟

具使用禁止区域に指定するよう努める。

なお、特定猟具使用禁止区域には、河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道その他の現場で容易に確認できる区域線により指定するよう努める。

① 銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人が所在する可能性の高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 6 項の都市計画施設である公共空間等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が相の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

② 静穏を保持するための地区

法第 9 条第 3 項第 4 号に規定する指定区域（寺社境内及び墓地）

③ わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

(第 13 表)

区分		既指定特定 猟具使用禁 止区域 (A)		本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域					
				4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	計 (B)
銃猟に伴う 危険を予防 するための 区域	箇所	62	箇所						
	面積	81,698	変動 面積						

区分		本計画期間に区域拡大する 特定猟具使用禁止区域						本計画期間に区域減少する 特定猟具使用禁止区域					
		4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2024)	8年度 (2025)	計 (C)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2024)	8年度 (2025)	計 (D)
銃猟に伴う 危険を予防 するための 区域	箇所							2					2
	変動 面積							565					565

区分		本計画期間に廃止又は期間満了により 消滅する特定猟具使用禁止区域						計画期間 中の増減 (減：△) *	計画終了時 の特定猟具 使用禁止区 域 **
		4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2024)	8年度 (2025)	計 (E)		
銃猟に伴う 危険を予防 するための 区域	箇所							0	62
	変動 面積							△ 565	81,133

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

① 銃猟に伴う危険を予防するための区域

(第14表)

年度	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称(特定猟具名)	指定面積 (ha)	指定期間 (年)	備考
令和4年度 (2022)	岩国市沖合一帯	岩国湾特定猟具使用禁止区域 (銃器)	9,120	10	再指定
	下松市笠戸湾一帯	笠戸湾 〃	3,123	10	区域縮小
	周南市一ノ井出一帯	京大演習林 〃	48	10	再指定
	周南市大字栄谷・堀越一帯	栄谷・堀越 〃	254	10	〃
	宇部市岐波一帯	岐波 〃	610	10	〃
	宇部市大字小野・二俣瀬一帯	車地 〃	253	10	〃
	山陽小野田市高栄一帯	若沖 〃	6	10	〃
	山陽小野田市渡樋ヶ奥一帯	渡樋ヶ奥 〃	4	10	〃
	下関市及び周防灘、関門海峡 一帯	下関 〃	13,500	10	〃
	下関市豊北町神田及び油谷湾 一帯	油谷湾 〃	7,230	10	〃
	下関市内日一帯	内日 〃	15	10	〃
	下関市豊田町大字殿敷字稲光 一帯	稲光 〃	500	10	〃
	山口市嘉川・佐山・秋穂二島・ 阿知須きさら浜・阿知須岩倉 一帯	山口市南部・阿知須きさら浜 〃	1,627	10	区域縮小
	山口市秋穂二島・秋穂湾一帯	秋穂湾 〃	617	10	再指定
	山口市榎野川一帯	榎野川 〃	260	10	〃
	山口市嘉川・今津川一帯	今津 〃	53	10	〃
	山口市徳地船路字屋敷一帯	屋敷 〃	62	10	〃
	防府市中関港一帯	中関港 〃	328	10	〃
	防府市佐波川下流一帯	佐波川 〃	329	10	〃
	萩市萩港一帯	萩港 〃	3,219	10	〃
	計	20箇所	41,158		

令和5年度 (2023)	光市、光湾一帯	光湾特定猟具使用禁止区域 (銃器)	1,771	10	再指定
	光市小周防、周南市三丘一帯	三丘 〃	260	10	〃
	周南市大字呼坂一帯	呼坂 〃	260	10	〃
	山口市姫山一帯	姫山 〃	63	10	〃
	山陽小野田市大字埴生一帯	埴生 〃	298	10	〃
	計	5箇所	2,652		
令和6年度 (2024)	光市牛島・大字伊保木沖合一帯	牛島特定猟具使用禁止区域 (銃器)	2,300	10	再指定
	周南市金剛山一帯	金剛山 〃	165	10	〃
	山口市秋穂東一帯	大海内浜 〃	48	10	〃
	計	3か所	2,513		
令和7年度 (2025)	光市浅江一帯	潮音寺山特定猟具使用禁止区域 (銃器)	150	10	再指定
	山口市徳地伊賀地・徳地小古祖 ・徳地岸見・徳地堀・徳地八坂 一帯	佐波川中部 〃	90	10	〃
	宇部市藤河内一帯	藤河内 〃	147	10	〃
	計	3箇所	387		
令和8年度 (2026)	岩国市錦川下流一帯	錦川特定猟具使用禁止区域 (銃器)	585	10	再指定
	岩国市周東町用田・中山	中山川ダム 〃	115	10	〃
	山陽小野田市大字津布田	永安台 〃	4	10	〃
	下関市菊川町田部一帯	菊川 〃	1,153	10	〃
	計	4か所	1,857		
合計		35か所	48,567		

② 静穏を保持するための地区：指定なし

③ わな猟に伴う危険を予防するための地区：地区指定なし

2 特定猟具使用制限区域の指定

(1) 方針

特定猟具の使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域について指定することができる。

なお、下関市・長門市全域における「くくりわな架設制限区域」は令和4年3月31日をもって期間満了となるが、再指定は行わない。

(2) 特定猟具使用制限区域指定計画

当面なし

3 猟区

(1) 方針

現在、猟区の設定は、周防大島猟区のみであるが、今後の猟区設定については、必要に応じて、市町、猟友会等と協議する。

(2) 設定指導の方法

狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る観点から、設定認可に当たっては次の点を十分考慮する。

- ① 狩猟免許を受けている者又は狩猟者団体からの協力を得ている等、管理経営に必要な技術と能力を有する場合に設定を認める。
- ② 会員制等特定の者のみが利用するような形態をとらず、管轄する県の狩猟者登録を受けた多数の狩猟者が公平かつ平等に利用できるよう担保されるものであること。
- ③ 隣接地で保護されている鳥獣資源に過度に依存することを予定とした地域設定は行わず、猟区内での鳥獣の保護繁殖が適正に図られていること。
- ④ 第二種特定鳥獣管理計画に係る第二種特定鳥獣の管理に支障が生じないものであること。

(3) その他

猟区を活用した狩猟初心者の育成や鳥獣の生息状況のモニタリングについて、必要に応じて狩猟者団体等とも連携し、積極的な取組を進める。

(4) 猟区指定区域

(第15表)

猟区指定所在地	猟区名称	指定面積 (ha)	存続期間 (年)	備考
周防大島町（ただし、笠佐島は除く）の区域	周防大島町区	13,811	～令和9(2027)年10月31日 (10年)	周防大島町

4 指定猟法禁止区域

(1) 指定の考え方

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な県内の区域であって環境大臣の指定する区域以外について指定する。

特に、鉛製銃弾の使用については、鳥獣の鉛中毒が生じ、又は水鳥若しくは希少猛禽類の生息地において、鳥獣の管理を目的とする銃器による捕獲が集中的、継続的又は高頻度で実施され、鳥獣の鉛中毒が懸念される地域について、鳥獣の鉛汚染の状況等の現状を把握し、分析・評価した上で、必要に応じて関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、指定猟法禁止区域の指定を進める。

また、鉛製銃弾以外であってわなを用いた捕獲等、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、

関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じて法第12条第2項や法第15条第2項に基づく指定猟法禁止区域の指定を進める。

(2) 許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっては、指定猟法による捕獲等によって、地域に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがある等、鳥獣の保護に支障がある場合、又は指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼす等、生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可する。

(3) 条件の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっての条件は、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、動植物の処理の方法等について付す。

(4) 指定計画

① 全体計画

(第16表)

年度	指定猟法の種類	箇所数	面積 (ha)	備考
令和6年度 (2024)	くくりわな架設禁止	1箇所	7,832	再指定

② 個別計画

(第17表)

年度	指定猟法の種類	区域名称	面積 (ha)	存続期間	備考
令和6年度 (2024)	くくりわな架設禁止	1箇所 (西中国山地国定公園の区域及び 羅漢山県立自然公園の区域)	7,832	令和6年11月1日 ～ 令和11年10月31日	再指定

第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針

対象とする鳥獣は、生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群として絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させ、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められるものとする。

なお、ツキノワグマ（西中国地域ツキノワグマ個体群）については、生息数、分布域共に安定しており、また、近年の捕獲数及び人身被害件数の増加等を鑑み第二種特定鳥獣管理計画に移行する。

(1) 個体群管理

地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図るため、設定された目標を踏まえて、適切

な捕獲等又は採取等の抑制による個体群管理（生息数、生息密度、分布域、年齢構成等様々な側面を含む。）を行う。捕獲等又は採取等の数、場所、期間、方法等に関する狩猟の制限の調整や捕獲許可基準の設定等の措置は、関係者で共有し、設定した目標の枠内で調整する。

地域個体群の安定した存続を確保する上で特に重要な生息地については、捕獲等又は採取等は抑制的に実施する。

（２）生息環境管理

生息環境管理の推進は、鳥獣の採餌環境の改善、里地里山の適切な管理、河川の良い環境と生物生産力の復元及び特に重要な生息地においては森林の育成等を実施する。

2 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針

対象とする鳥獣は、生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人との軋轢が深刻化している鳥獣、自然生態系の攪乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る長期的な観点から、当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息数を適正な範囲に縮小させる必要が認められるものとする。

- ・対象鳥獣：ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル及びツキノワグマ
- ・計画期間：令和4(2022)年度から令和8(2026)年度まで（5年間）
- ・対象地域：山口県全域

（第18表）

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の樹類	計画の期間	対象区域	備考
令和3年度 (2021)	ニホンジカの適切な管理（生息頭数の適正な水準への減少等）による農作物等被害の軽減	ニホンジカ	令和4(2022)年4月1日 ～ 令和9(2027)年3月31日	山口県全域	
令和3年度 (2021)	イノシシの適切な管理（生息数の適正な水準への減少等）による農林作物等被害の軽減	イノシシ	令和4(2022)年4月1日 ～ 令和9(2027)年3月31日	山口県全域	
令和3年度 (2021)	ニホンザルの適切な管理（生息頭数の適正な水準への減少等）による農作物等被害の軽減	ニホンザル	令和4(2022)年4月1日 ～ 令和9(2027)年3月31日	山口県全域	
令和3年度 (2021)	ツキノワグマの適切な管理による人身被害の回避、農林水産物及び家畜等の被害の軽減	ツキノワグマ	令和4(2022)年4月1日 ～ 令和9(2027)年3月31日	山口県全域	

ニホンジカについては、これまで生息実態調査を実施し、有害鳥獣捕獲を主体とした個体数調整の実施や防護柵の設置等の被害防除対策を講じるとともに、平成14(2002)年度に特定鳥獣保護管理計画を作成し、平成29(2017)年度からは第4期計画に基づき、計画的な捕獲等に取り組んできた。

イノシシについては、平成16(2004)年度に特定鳥獣保護管理計画を作成し、平成29(2017)年度からは第4期計画に基づき、農林業被害の軽減を図る対策を講じてきた。

ニホンザルについては、平成27(2015)年度に第二種特定鳥獣管理計画を作成し、平成29(2017)年度からは第2期計画に基づき市町や関係団体と連携し、捕獲対策、被害防除対策

等に取り組んでいる。

ツキノワグマについては、平成14(2002)年度に西中国地域3県(島根県、広島県、山口県)で共通の特定鳥獣保護管理計画を作成し、令和3(2021)年度まで第一種保護計画として、人身被害を回避するとともに、農林業被害を軽減し、地域個体群の安定的な維持を図るための対策を講じてきた。

なお、カワウについては、平成25(2013)年度に第二種特定鳥獣管理計画を作成し個体数調整等に取り組んできたが、現在効果的な捕獲方法がなく対応が困難であるため計画作成を見合わせた。

また、これ以外の鳥獣についても人との軋轢が顕著となり、総合的な保護対策及び管理対策を講じる必要が生じた場合は、当該鳥獣についての第二種特定鳥獣管理計画の作成を検討する。

(1) 個体群管理

地域個体群の長期にわたる安定的な維持を前提として、設定された目標を踏まえて、適切な捕獲等又は採取等の推進による個体群管理(生息数、生息密度、分布域、年齢構成等様々な側面を含む。)を行う。群れで行動する鳥獣については、無計画な捕獲等により、分布域が拡大しないように留意する必要がある。

(2) 生息環境管理

里地里山の適切な管理、耕作放棄地や牧草地の適切な管理等を実施する。

第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 方針

科学的知見に基づいた鳥獣の保護及び管理を推進するために、調査研究体制の整備を図るとともに、研究機関や研究者に加え、必要に応じて近隣県との連携等により、効果的な情報収集を図る。

なお、広域的な鳥獣の保護及び管理を進める上で、狩猟及び有害鳥獣捕獲等による捕獲場所等の位置情報は生息状況の把握に有用な情報であることから、狩猟者登録証及び捕獲許可証返納時に記載されている捕獲場所の情報収集に努めるとともに、これら情報を集積し、迅速に活用するための情報システムの整備、活用を図る。

各種調査の実施に当たっては、情報を1キロメートルメッシュ又は5キロメートルメッシュ(国土標準3次メッシュ)を単位として収集することにより、生息分布情報の標準化を図ることとする。

2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

(1) 鳥獣生息分布等調査

県内に生息する鳥獣の種類、生態、分布、繁殖の状況、出現の季節等を継続的に調査する。保護及び管理を図る上で、特に重要な種については、最新の調査に基づく鳥獣生息分布図を作成する。

(表 19 表)

対象地域名	調査年度	調査方法・調査内容	備考
県内全域	毎年度	調査方法：既存資料の整理・活用、アンケート調査、聞き取り調査、現地調査 調査内容：鳥獣の種類、分布、繁殖の状況、出現の季節等の把握	

(2) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

県内に所在するこれらの鳥類の渡来地について、種別の生息数や飛来時期等、その越冬状況を明らかにするため、一斉調査を実施する。

本調査は、毎年1月中旬に実施する全国的な一斉調査を基本として行う。

なお、短期間に広域にわたり調査を行う必要があるため、調査員の能力の向上に努めるとともに熟練したボランティア等を活用する等により、調査精度の向上に努める。

(表 20 表)

対象地域名	調査年度	調査方法・調査内容	備考
県内全域の主な河川及び湖沼等	毎年度	調査方法：定点カウント法 調査内容：鳥獣保護管理員、野鳥保護団体会員等による県下一斉の渡来数の把握	

(3) 狩猟鳥獣生息調査

主要な狩猟鳥獣については、狩猟等による生息状況及び生息環境の変化の状況を調査する。

狩猟による捕獲数の多いキジ・ヤマドリについては、出会い数調査を継続して生息数の変化を把握する。ヤマシギ等、生息数の減少が懸念される狩猟鳥獣については、必要に応じて、その生息数や生息密度を含めた重点的な調査を行う。指定管理鳥獣である狩猟鳥獣は、狩猟による捕獲の結果を個体数推定の基礎情報として活用する。

(表 21 表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容・調査方法	備考
キジ・ヤマドリ	毎年度	調査内容：捕獲調査、生息状況の把握 調査方法：聞き取り調査	

(4) 第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣並びに指定管理鳥獣の生息状況調査

第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣の生態の基礎調査、捕獲等情報調査、密度指標調査及び被害状況調査を行う。指定管理鳥獣について、第二種特定鳥獣管理計画が定められている場合にあつては、捕獲等情報及び密度指標を用いた個体数推定を行う。

(第 22 表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容・調査方法	備考
ツキノワグマ	毎年度 (生息状況は令和7年度)	調査内容：生息状況（生息密度、生息頭数）、捕獲頭数、被害発生量等の調査 調査方法：外部委託による生息状況調査及び捕獲情報、被害額等の整理・分析	
ニホンジカ	毎年度	調査内容：生息状況（生息密度、生息頭数）、捕獲頭数、被害発生量等の調査 調査方法：外部委託による生息状況調査及び捕獲情報、被害額等の整理・分析	
イノシシ	毎年度	調査内容：生息状況、捕獲頭数、被害発生量等の調査 調査方法：捕獲情報、被害額等の整理・分析	
ニホンザル	令和7年度 (2025)	調査内容：個体群、加害レベルの把握 調査方法：外部委託による現地調査、聞き取り調査	

3 法に基づく諸制度の運用状況調査

(1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区並びに休猟区の指定、管理等を適正に行うため、対象となる地域においての鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の計画的・継続的な調査を行う。調査に当たっては、その内容を検討・決定し、専門家等に依頼するほか、特別な技術を要しない調査は、調査内容に応じて、鳥獣の保護に関する普及啓発を図る観点から地域住民やボランティア団体等に依頼し、安全に配慮しながら実施する。

(第 23 表)

対象保護区の名称	調査年度	調査の種類・方法	備考
松岳山鳥獣保護区（山陽小野田市） 東行庵鳥獣保護区（下関市） 平原鳥獣保護区（岩国市） 小野鳥獣保護区（宇部市）	令和4年度 (2022)	① 指定・管理等調査 該当なし ② 指定効果測定調査 繁殖期、渡り期、越冬期等年間を通じて生息状況を把握する。 調査方法：定点観測法 ラインセンサス法	
青海島鳥獣保護区（長門市） 指月山鳥獣保護区（萩市） 向島鳥獣保護区（防府市） 狗留孫山鳥獣保護区（下関市） 田床山鳥獣保護区（萩市）	令和5年度 (2023)		
常盤鳥獣保護区（宇部市） 大原湖鳥獣保護区（山口市） 羅漢山鳥獣保護区（岩国市） 高照寺山鳥獣保護区（岩国市） 江良鳥獣保護区（下関市）	令和6年度 (2024)		
菅野湖鳥獣保護区（周南市）	令和7年度 (2025)		

(2) 捕獲等情報収集調査

法に基づいて行われる捕獲（狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲）において、捕獲を行った者から、捕獲努力量、捕獲年月日、捕獲の位置情報、捕獲個体の性別、捕獲個体の幼獣（鳥）・成獣（鳥）の別、目撃数等を報告させているところであるが、収集する情報については、科学的な鳥獣の保護及び管理の推進に必要な情報の種類・項目を整理し、収集すべき情報の規格化（標準化）を進めるとともに、捕獲情報の報告の仕組みについて見直しを図る。特に指定管理鳥獣については、収集した捕獲等の情報から、単位努力量当たりの捕獲数及び目撃数の算定や、個体数の推定等を行い、生息状況や鳥獣捕獲等事業の効果等を評価する。

また、捕獲に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態（種類、数、時期、錯誤捕獲された様態及び捕獲後の処置）の報告を求めるものとし、必要な情報の項目（鳥獣種、数、捕獲日、場所、錯誤捕獲された際の状況及び捕獲後の対応等）を整理し、報告の仕組みについて検討した上で、捕獲に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態の報告を求めるものとする。

(3) 制度運用の概況情報

法に基づいて行う制度の運用の概況を把握し、この情報を鳥獣保護管理事業計画の作成又は変更を活かすとともに、国に提供する。

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

県の鳥獣行政担当職員には、鳥獣保護管理事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟者登録を受けた者の数等を勘案し、鳥獣保護管理に関する専門的知見を有する人材を配置するよう努める。

職員配置については、現行の配置を基本に必要な配置に努める。

(2) 現在の職員配置状況

(第24表)

区分	専任	兼任	計	備考
(本庁) 環境生活部自然保護課	人 3	人 1	人 4	鳥獣行政全般
(出先) 農林（水産）事務所森林部森林保全課				1 狩猟免許（更新）を 交付すること 2 狩猟者登録をすること 3 有害鳥獣に関すること 4 その他
岩国（柳井）		2	2	
周南		2	2	
山口		2	2	
美祢		2	2	
下関（長門）		2	2	
萩		2	2	
計	3	12	16	

(3) 研修計画

(第25表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
出先担当者研修	県	5月～6月	1回	全県	12人	鳥獣行政担当者としての資質向上	
市町担当者研修	県	5月～6月	1回	全県	19人	鳥獣行政担当者としての資質向上	

2 鳥獣保護管理員

(1) 方針

ア 鳥獣保護管理員の総数は、鳥獣保護管理事業の実施状況に応じた人数を配置し、勤務内容に応じて、必要な人数の配置を検討する。

イ 鳥獣保護管理員は、鳥獣の保護及び管理又は狩猟制度についての知識、技術及び経験を有し、鳥獣の保護及び管理への熱意を有する者を任命する。

ウ 鳥獣保護管理員の主な活動は、狩猟取締り、鳥獣保護区の管理、鳥獣の生息状況等に関する調査、鳥獣の管理に関する助言・指導、環境教育の推進、普及啓発等とする。

(2) 設置計画

(第26表)

基準 人数 (A)	令和3年度末		追加計画							備考	
	人数 (B)	充足率 (B/A)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	計 (C)	充足率 (C/A)		
人	人	%	人	人	人	人	人	人	人	%	任期は 1年
46	46	100	—	—	—	—	—	—	46	100	

(3) 年間活動計画

(第27表)

活動の内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
狩猟指導取締り									←	→				
有害鳥獣捕獲の指導	←	→												
鳥獣保護区等の管理	←												→	
鳥獣に関する諸調査	←												→	
鳥獣保護思想の啓発	←												→	
農林水産業被害防除並びに鳥獣保護管理に関する助言・指導	←												→	
その他の事業	←												→	

(4) 研修計画

(第28表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣保護管理員研修	県	4月～12月	1回程度	事務所単位	46人	・鳥獣保護管理員としての資質の維持・向上 ・所要の知識等の習得	

3 保護及び管理の担い手の育成及び配置

(1) 方針

鳥獣の保護及び管理の担い手は、研修等においてその技術の向上を図り、適所に配置する。また、鳥獣の保護及び管理の担い手として狩猟者並びに鳥獣捕獲等事業者の確保及び育成を図られるよう研修等に努める。

(2) 研修計画

(第29表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容
認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者研修	県 県猟友会	6月～2月	4回	全県	25人	認定鳥獣捕獲等事業者講習
			15回		30人	射撃技能研さん研修
			8回		5人	銃器によるシカ捕獲技術向上研修
			4回		10人	わなによる捕獲技術向上研修
狩猟者講習会	県猟友会	7月～9月	6回	ブロック	50人	狩猟免許試験受験者を対象とする法令・技能等の研修
銃猟捕獲隊員育成研修	県猟友会	6月～2月	5回	全県	50人	若手銃猟免許取得希望者を対象とする総合的な研修
わな捕獲技術向上研修	県 県猟友会	11月～2月	6回	ブロック	20人	わな猟免許新規取得者等を対象とする捕獲技能研修・実地指導

(3) 狩猟者の確保及び育成のための対策

生息状況の把握や有害鳥獣捕獲等の活動を実施できる狩猟者が、高齢化とともに減少傾向にあることから、地域ぐるみの捕獲活動を推進するため、農林業者等への狩猟免許試験のPRや県下各地での試験の実施等により、新たな狩猟者の確保に努めるとともに、各種研修の実施や有害鳥獣捕獲マイスターなど専門的な知識や技能を有する人材の活用等により、担い手の育成を積極的に推進する。また、法改正により、網・わな猟免許の取得年齢が20歳から18歳に引き下げられたことから、農業大学校等の対象者への狩猟免許取得を促進する。

(4) 認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保

捕獲従事者を対象とした講習会等の開催を積極的に行い、保護及び管理の担い手となる民間事業者の育成に努め、指定管理鳥獣の管理を推進する。

4 傷病鳥獣救護への対応

傷病鳥獣救護については、以下の考え方を踏まえて対応する。

- ア 傷病鳥獣の救護の対象は、原則、絶滅危惧種等の希少な鳥獣とする。管理を行うことが必要な鳥獣や狩猟鳥獣、市町が鳥獣被害防止計画に定める対象鳥獣等は除く。
- イ 県獣医師会（協力獣医師）、市町、自然保護団体等と連携しながら、傷病鳥獣の収容、治療、及び野生復帰に努める。
- ウ 県民に対し、雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、周知を図る。

《傷病鳥獣の保護体制》



5 油等による汚染に伴う水鳥の救護

大規模な油汚染事故等複数の行政区域にまたがって大量の傷病鳥獣が発生した場合に備え、関係地公共団体が、互いに情報の収集や提供等を行い、救護活動が円滑に実施されるよう、連絡体制の整備等を図る。

6 感染症への対応

生物多様性の確保、人の生活、家畜の飼養等に影響の大きい野生鳥獣に関する感染症に備え、専門的な知見に基づく情報収集や野生鳥獣の感染状況等に関する調査をはじめとし、関係部局と連携したサーベイランス等を日頃から実施し、情報の共有を行う。また、それらの感染症が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるよう、事前に国及び県内の関係機関との連絡体制を整備する。野生鳥獣に関する感染症は、鳥獣行政のみならず公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政等の多くの担当部局に関連するものもあるため、これらに関係する部局が連携して対策を実施することが必要である。また、関係する機関等に加え、国民や地域住民に対して適切な理解を促すなどの普及啓発を行う。

(1) 高病原性鳥インフルエンザ

野生鳥獣や家きんなど主に鳥類の間で伝播する感染症であり、家畜への影響も大きく海外では人への感染事例も報告されていることから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、家畜衛生部局等と連携しつつ適切な調査に努める。野鳥の異常死の早期発見や発生時の対応体制を強化するために、野鳥の生息状況の把握、死亡野鳥調査等の野鳥サーベイランス及び野鳥緊急調査等を実施する人材の育成・確保に努める。また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わりや野鳥との接し方等について、住民への情報提供や普及啓発等を適切に実施する。

(2) 豚熱 (CSF) , アフリカ豚熱 (ASF)

平成 30(2018)年に国内で 26 年ぶりに発生して以降、野生イノシシにおける豚熱感染が継続して確認されていることから、家畜衛生部局等と調整しながら野生イノシシにおける感染確認検査を実施するとともに、関係省庁、県、関係市町、関係団体等と連携しながら防疫措置を含む捕獲強化等の対策を一層推進することにより、感染収束に努める。なお、捕獲を実施するにあたっては、県や市町から狩猟者や捕獲従事者に対し「CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き (令和元(2019)年 12 月環境省・農林水産省公表)」等に基づいた防疫措置を徹底し、捕獲等を実施するよう指導する。また、野生イノシシが豚熱ウイルスで汚染された肉製品を食べること等で感染・まん延につながるおそれがあることから、ごみの放置禁止及びごみ置き場等における野生動物の接触防止対策等の徹底について、関係部局と連携しながら、関係市町、関係機関、関係団体等に対し積極的に普及啓発を行う。

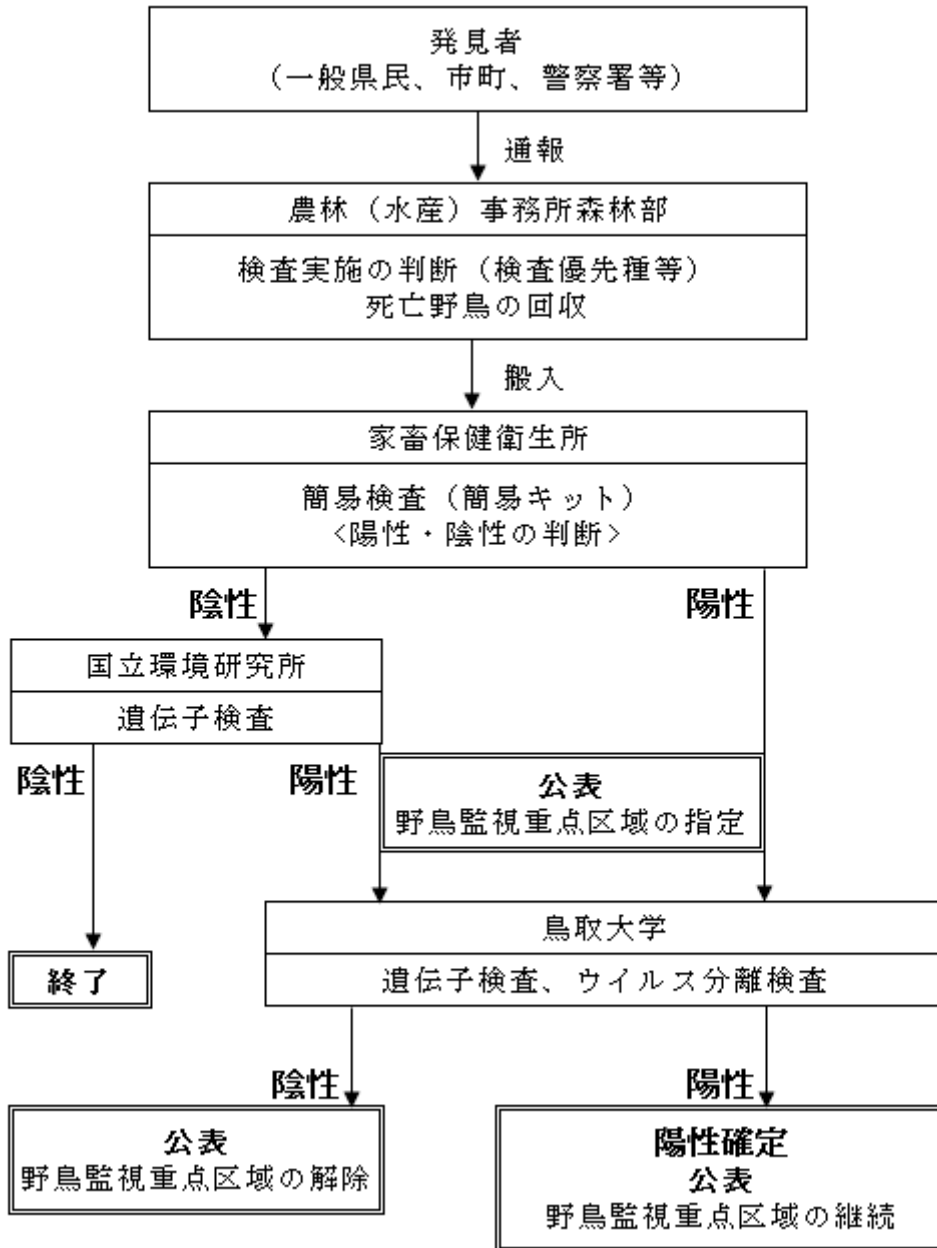
アフリカ豚熱については、現在、国内での感染は確認されていないが、アジア地域で広く感染が拡大しており、国内への侵入リスクが高まっている。アフリカ豚熱ウイルスが我が国に侵入し、野生イノシシにまん延した場合はその影響が大きいと考えられることから、家畜衛生部局等と連携・協力しながら、野生イノシシにおける感染確認検査の実施や監視体制強化により、万が一の侵入時に早期発見が可能な体制整備に努める。また、国内でアフリカ豚熱の感染が確認された場合、速やかに必要な措置を講じることができるよう、侵入確認時に必要な体制を整えておく。

(3) その他感染症

上記以外の野生鳥獣に関する感染症についても、可能な限り、情報収集等を行い、鳥獣の保護及び管理に当たっての対応の必要性、対応方法等について検討する。

例えば、口蹄疫等の家畜伝染病や、SFTS (重症熱性血小板減少症候群) 等の既に国内での感染者がみられている野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症、ウエストナイル熱等の現在国内での感染はないが国内で発生した場合に家畜や希少鳥獣等への影響が懸念される感染症について、鳥獣における感染状況を早期に発見し、対応できるよう、情報収集・監視に努める。また、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等の把握、それら傷病個体等における感染症に関する検査等を通じた監視・注意喚起等や、関係部局や関連機関との情報共有に努める。

《死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザ防疫体制》



7 普及啓発

(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等

① 方針

鳥獣の保護及び管理についての普及啓発については、年間計画を立て、市町、小中学校、関係民間団体との連携・協力のもと、広く県民の鳥獣に対する認識を深めることが重要であることから、愛鳥週間を中心に探鳥会等の各種行事を開催するとともに、マス・メディア等を活用した普及啓発活動を展開し、鳥獣保護思想の高揚を図る。

なお、普及啓発の際には、生物多様性の保全のために、適切な鳥獣の保護及び管理が重要であり、個体数調整が不可欠な場合があることにも理解を求める。

また、傷病鳥獣の保護については、鳥獣保護センターと連携して、機動的に保護収容及び介護を行うとともに、傷病鳥獣の保護への取組を鳥獣保護思想の普及啓発に効果的に活用していく体制を整備するよう努める。

② 事業の年間計画

(第30表)

事業内容	実施時期												備考		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
愛鳥週間ポスターの募集	←					→									
愛鳥週間ポスターの展示		←→													
探鳥会の開催		←→													
傷病鳥獣救護事業	←												→		
図書・フィルム等の貸出	←												→		
給餌木の植栽等		←→						←→							
パンフレットの作成・看板設置	←												→		

③ 愛鳥週間行事等の計画

(第31表)

区分	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
愛鳥週間 行事	①探鳥会 ②愛鳥週間ポスター 原画展 ③自然観察会	①探鳥会 ②愛鳥週間ポスター 原画展 ③自然観察会	①探鳥会 ②愛鳥週間ポスター 原画展 ③自然観察会	①探鳥会 ②愛鳥週間ポスター 原画展 ③自然観察会	①探鳥会 ②愛鳥週間ポスター 原画展 ③自然観察会

(2) 野鳥の森等の整備

県民が親しく鳥獣を観察し、鳥獣の生態等を知る喜びを体得することができるよう、「愛鳥林」や「自然観察公園」の利活用を図る。

特に、「県立きらら浜自然観察公園」においては、広く県民や青少年を対象とした自然解説指導や野鳥観察会、学習会を定期的開催するなど自然とのふれあいや体験のできる場として広く活用を図る。

(第32表)

名称	整備年度	施設の 所在地	面積 (ha)	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備考
愛鳥林	昭和48年度 (1973)	山口市 徳地	31	大原湖鳥獣保護区	観察広場、観察路	観察会等開催	
自然観察 公園	平成13年度 (2001)	山口市 阿知須	30	山口県きらら 浜自然観察公園	ビジターセンター、 観察舎、観察路、 汽水池、淡水池、 樹林帯	自然解説指導 観察会等開催	

(3) 愛鳥モデル校への支援

① 方針

愛鳥モデル校に対し、鳥獣の保護思想啓発について支援を行う。また、小・中・高等学校、その他の学校等で希望する学校を愛鳥モデル校に指定する。

② 愛鳥モデル校に対する支援内容

愛鳥モデル校に対しては、鳥獣に関する図書、スライド等愛鳥活動に必要な資機材を貸与するとともに、野鳥の生態や野鳥観察の方法及び巣箱の作り方等について、情報提供を行う。

(4) 法令の普及徹底

① 方針

本法の適用除外等、特に県民に関係のある事項、あるいは法改正により追加、変更された事項については、県・市町広報誌、ポスター、パンフレット等により、その周知徹底を図る。

② 年間計画

(第33表)

重点事項	実施期間												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
鳥獣捕獲規制									←	→				県広報誌、市町広報誌、パンフレット等により啓発する。 狩猟講習会、狩猟者登録の機会に法令、安全狩猟を啓発する。	県民 狩猟者
飼養登録制度	←	→										←	→		
狩猟制度			←	→					←	→					
鳥獣保護区等の制度				←	→										

8 取締り

(1) 方針

狩猟等の取締りについては、警察当局と協力して計画的に行い、迅速かつ適正な取締りを行う。なお、取締りに際しての情報収集等については、民間団体等との連携・協力を図る。

(2) 年間計画

(第34表)

活動内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
保護鳥獣の密漁取締り	←												→	
狩猟期間中の違反取締り										←	→			
無許可飼養の取締り	←	→											→	
有害鳥獣捕獲の適正な実施の指導	←	→												

9 必要な財源の確保

鳥獣保護管理事業の財源として、地方税法における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣の効果的な保護・管理を図る。また、指定管理鳥獣捕獲等事業については、国の交付金を活用し、適切な鳥獣管理を図る。

第九 指定管理鳥獣の管理に関する事項

1 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する事項

(1) 目的

指定管理鳥獣捕獲等事業（以下「捕獲等事業」という。）は、第二種特定鳥獣であり指定管理鳥獣に指定されている鳥獣について、その生息状況、被害状況等を勘案して、第二種特定鳥獣管理計画に基づく個体群管理を強化する必要がある場合において実施する。

捕獲等事業を実施する場合においては、あらかじめ、第二種特定鳥獣管理計画において捕獲等事業の実施に関する事項を定めるとともに、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（以下「実施計画」という。）を作成する。

実施計画の作成に当たっては、捕獲等事業を実施する指定管理鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系への被害状況、指定管理鳥獣の生息状況及び捕獲数を把握するとともに、個体数推定及びそれを基にした可能な限りの将来予測を行い、科学的知見を踏まえながら幅広い関係者の合意を図りつつ捕獲等の目標及び捕獲等事業の内容を定める。

(2) 実施計画に記載する項目

実施計画に記載する項目は、以下を基本とする。

- ① 背景及び目的
- ② 対象鳥獣の種類
- ③ 実施期間
- ④ 実施区域
- ⑤ 目標
- ⑥ 内容
 - 1) 捕獲等の方法
 - 2) 捕獲個体の放置に関する事項（実施する場合に限る。）
 - 3) 夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る。）
- ⑦ 実施体制
- ⑧ 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項
- ⑨ その他捕獲等事業を実施するために必要な事項

2 実施計画の作成に関する事項

実施計画の作成に当たっては、以下の事項を盛り込む。

(1) 背景及び目的

県内における指定管理鳥獣による被害状況や指定管理鳥獣の捕獲数の推移、生息状況、個体数推定とそれを基にした可能な限りの将来予測、指定管理鳥獣による被害と生息状況の関係等を踏まえ、捕獲等事業によって、個体数管理を強化する必要性を定める。

(2) 対象鳥獣の種類

環境大臣が指定管理鳥獣に指定し、かつ、第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣であって、個体群管理の強化を図る必要があると認められる鳥獣について、対象鳥獣として定める。

(3) 実施期間

実施期間は、第二種特定鳥獣管理計画の計画期間内で設定し、原則として1年以内とする。

(4) 実施区域

実施区域は、第二種特定鳥獣管理計画の対象地域内において定める。実施区域の範囲は、広域的な個体群管理を行う観点から、複数市町にまたがることを想定し、図面により区域を明確にする。

また、実施区域の全部又は一部が、鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画に基づき鳥獣被害対策実施隊等による捕獲等を実施している区域と重複する場合には、計画の作成及び実施に当たって、既存の事業と整合が図られた目標を設定するとともに、連携して管理が進めることができるよう、捕獲等の場所、時期、手法等について関係者間で調整を行う。

なお、従来の捕獲活動、防除活動等の被害対策を十分に行っている区域や狩猟による捕獲圧が十分に保たれている場所以外での実施を優先する等、適切な役割分担がなされるよう考慮する。

(5) 目標

第二種特定鳥獣管理計画に定める管理の目標を達成するために必要な捕獲数等を具体的な数値目標として定める。また、必要に応じて捕獲場所ごとの捕獲数を具体的に定める。

(6) 内容

① 捕獲等の方法

捕獲等事業において実施する捕獲等の方法については、使用する猟法（銃猟、わな猟、網猟等）や規模（日数、回数、人数等）等を定める。また、作業手順や安全管理、捕獲個体の埋設等について定める。

② 捕獲等をした鳥獣の放置に関する事項（実施する場合に限る。）

③ 夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る。）

(7) 実施体制

適正かつ効果的に当該事業を実施できる体制とするため、認定鳥獣捕獲等従事者等に委託する。また、捕獲等事業を適切に進めるため、関係市町との連携を図りつつ、捕獲等の実施、結果の把握及び評価並びに計画の改善を実施し得る体制を整備するとともに、必要に応じて大学・研究機関等の鳥獣の研究者との連携により、科学的・計画的な事業の実施ができる体制を定める。

(8) 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

捕獲等事業の実施に当たっては、県、市町及び捕獲等従事者が、地域住民や関係者への

周知を行うなど情報共有し、安全の確保を徹底する。また、捕獲個体の処理の当たっては、地域住民や関係者へ十分に配慮し、指定区域の静穏の保持に努める。

(9) その他捕獲等事業を実施するために必要な事項

① 被害防止計画に基づく施策との連携

鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を定めている市町の区域において捕獲等事業を実施する場合には、相互に連携を図りながら当該事業を円滑かつ効果的に実施する。

② 捕獲等事業において遵守しなければならない事項

法に加え、管理業務の遂行に当たって関連する銃砲刀剣類所持等取締法、火薬類取締法、自然公園法、自然環境保全法、森林法及び電波法等の法令を遵守する。

③ 捕獲等事業において配慮すべき事項

安全で効率的な捕獲等事業を推進するため、工程管理を行い、地域住民や捕獲従事者の安全確保や危険回避を含めた安全管理を徹底する。

また、順応的、効率的な管理を進めるためにも、出猟や捕獲情報の記録を行い、検証・分析の上、次年度以降の計画に反映させる。

④ 地域社会への配慮

捕獲等事業を実施していく上で、地域社会の理解や協力が得られるよう鳥獣管理の意義や捕獲等の必要性とその科学的根拠について普及啓発し、理解が得られるよう努める。

3 実施計画の作成及び実行手続

安全かつ効率的な捕獲等事業を実施するため、次の手順で実施計画を作成し実行する。

(1) 関係地方公共団体との協議

法第14条の2第4項において準用する第7条第7項に規定する関係地方公共団体との協議については、第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成に向け、関係地方公共団体の連携を図るため、捕獲等事業の実施区域に係る市町と協議する。また、指定管理鳥獣の管理においては、当該指定管理鳥獣の地域個体群が複数の県にまたがって分布する場合は、必要に応じて、広域協議会を設置し、又は隣接する県と協議する。

(2) 利害関係人の意見の聴取

法第14条の2第4項において準用する第7条第5項に規定する利害関係人の意見聴取については、実施区域における事業の実施について合意を得る観点から、地域の実情に応じて、実施区域に係る土地所有者や管理者等の関係機関並びに団体等から利害関係人を選定する。また、実施区域に国立公園等を含む場合においては管轄する地方環境事務所を、国有林野を含む場合においては森林管理事務所等を利害関係人とし、実施計画の作成段階において、当該の国の機関に意見聴取を行う。

(3) 実施計画の決定及び公表・報告

実施計画が決定された後は、速やかに公表するよう努めるとともに、法第14条の2第4項において準用する第4条第5項に基づき環境大臣に報告する。

4 捕獲等事業の委託の考え方

委託先については、適切かつ効果的に捕獲等事業を行う観点から選定するものとし、実施区域や実施内容を踏まえ、必要な技能・知識等を持つ認定鳥獣捕獲等事業者に委託する。ただし、認定鳥獣捕獲等事業者が確保できない場合においては、地域の実情に応じて、認定鳥獣捕獲等事業者以外の者であっても、同等の能力を有し、適切かつ効果的に捕獲等事業を実施することが見込まれる者に委託する。

5 捕獲等事業の実施結果の把握と評価

捕獲等事業の受託者等から捕獲情報等（鳥獣種、捕獲数（雌雄別、幼成獣別等）、捕獲場所、捕獲努力量等）を収集して当該事業の成果を検証する。

さらに、より効率的・効果的な捕獲情報収集システムの開発や運用や、情報の簡便な分析方法等について検討する。

また、実施計画の期間が終了したときには、捕獲情報等（費用等を含む。）の成果に関する情報や生息状況調査の結果等を基に、外部の専門家と連携して、捕獲等事業の目標の達成状況、第二種特定鳥獣管理計画の目標に対する寄与の程度、捕獲等事業の効果・妥当性等から評価を行い、次期の実施計画の策定に反映させる。